

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が、○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡配偶者（以下「被災者」という。）は、○年○月○日から○年○月○日までの約1年7か月間、会社Aに雇用され、B所在の同社C工場において、石綿含有スレート・ボードの製造、加工、切断作業に従事していた。なお、被災者は、同社以外で石綿ばく露作業に従事したことはない。
- 2 被災者は、○年○月○日、呼吸困難症状のためD医療機関を受診し、「右肺腫瘍（臨床的肺がん）」等と診断され、療養していたが、○年○月○日に死亡した。死亡診断書には、「直接死因：肺がん」「直接には死因に関係しないが死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等：前立腺がん、腹部大動脈瘤、心不全」「死因の種類：病死及び自然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、被災者に発症した疾病及び被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者に発症した疾病及び被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、前記第3の1(略)のとおり、被災者に発症した疾病及び被災者の死亡は石綿を取り扱う作業に従事していたことに起因するものであると主張している。
- (2) 石綿による疾病の業務起因性の判断基準は、決定書理由(略)に記載の「石綿による疾病の認定基準について」(平成24年3月29日付け基発0329第2号。以下「認定基準」という。)のとおりである。
- (3) 被災者の疾病が原発性肺がんであるかどうかについて、以下検討する。

被災者の死亡診断書には、直接死因は肺がんである旨の記載があるが、D医療機関の診療費請求内訳書に添付された被災者の症状に関する記載がなされた書面には、「〇年〇月〇日の胸部CTで、右下葉S6に1.7cmの肺腫瘍を認めた。同月〇日にPETCTを施行したところ、同腫瘍に集積を認め、さらに、以前のCTとの比較で増大傾向であったため、肺がんが強く疑われたが、被災者は、肺腫瘍に対する手術を希望せず、肺腫瘍に対しては臨床的肺がんとして放射線治療の方針となった。経過中、同年〇月〇日及び同年〇月〇日のCTでの肺がんの増大を認めた。」旨が記載されている。E医師は、〇年〇月〇日付けの意見書において、「肺がんの原発性については不明である。鑑別根拠は、被災者が生検等を希望せず、画像所見、経過、腫瘍マーカーにより臨床的肺がんとしている。」旨の意見を述べており、F医師は、同年〇月〇日付けの意見書において、「肺がんの診断に対して生検、細胞診などの病理学的診断は行われておらず、画像診断上、PET陽性の増大傾向にある肺内腫瘤が現時点での肺がんの診断根拠である。〇年〇月〇日の胸部CTでは、右肺下葉後外側

(S 6) で胸膜に接する腫瘤影が認められる。」旨の意見を述べている。

このように、被災者が肺がんであるかどうかを確定するための検査は行われておらず、画像所見や腫瘍マーカーから肺がんを疑って治療が行われたものであるから、当審査会としても、決定書理由(略)に説示のとおり、被災者に発症した疾病が原発性肺がんであると認めるには足りないと判断する。

(4) そうすると、被災者の疾病及び死亡は業務上の事由によるものではないとの結論に至るが、D医療機関においては、被災者は肺がんであるとの強い疑いをもって治療を行っていたことに鑑み、念のため、仮に、被災者に発症した疾病が原発性肺がんであったとして、以下、認定基準に沿って検討する。

ア まず、石綿肺の所見の要件について検討すると、E医師及びF医師は、被災者の肺のCT画像等を見た上で、被災者には石綿肺の所見は見られない旨述べており、当審査会としても、決定書理由(略)に説示のとおり、被災者には石綿肺の所見はないと判断する。

イ 石綿ばく露作業への従事期間が10年以上との要件について検討すると、被災者の石綿ばく露作業への従事期間は、約1年7か月であることから、当審査会としても、決定書理由(略)に説示のとおり、被災者は、本要件には該当しないと判断する。

ウ 石綿小体又は石綿繊維に関し、認定基準所定の所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が1年以上であること、との要件について検討すると、関係医師の意見書等の一件記録を精査するも、石綿小体、石綿繊維の計測は行われておらず、これらの所見を裏付けるに足りる客観的かつ的確な資料はないことから、当審査会としても、決定書理由(略)に説示のとおり、被災者は、本要件に該当するとは判断できない。

エ 胸部正面X線写真により胸膜プラークと判断できる明らかな陰影が認められ、かつ、胸部CT画像により当該陰影が胸膜プラークとして確認されること、又は、胸部CT画像で胸膜プラークを認め、左右いずれか一侧の胸部CT画像上、胸膜プラークが最も広範囲に抽出されたスライスで、その広がりが胸壁内側の1/4以上のもの、との要件について検討すると、E医師及びF医師は、被災者の肺のCT画像等を見た上で、被災者には胸膜プラークの所見は確認することができない旨の意見を述べており、当審査会としても、決定書理由(略)に説示のとおり、被災者は、本要件には該当しないと判断

する。

オ 石綿紡織製品、石綿セメント若しくは石綿セメントを原料として製造されるセメント製品の製造工程における作業、又は、石綿の吹付け作業への従事期間が5年以上あること、との要件について検討すると、被災者の石綿ばく露作業への従事期間は、約1年7か月であることから、当審査会としても、決定書理由（略）に説示のとおり、被災者は、本要件には該当しないと判断する。

カ びまん性胸膜肥厚の要件についてみると、E医師は、○年○月○日付けの意見書において、「びまん性胸膜肥厚の併発はない」旨の意見を述べている。

このほか、関係医師の意見書等の一件記録を精査するも、同所見を裏付けるに足りる客観的かつ的確な資料はないことから、当審査会としても、決定書理由（略）に説示のとおり、被災者は、本要件には該当しないと判断する。

(5) なお、被災者は、右気胸を発症しているが、じん肺法第2条第1項第2号及びじん肺法施行規則第1条によれば、じん肺（石綿肺）管理2又は管理3と決定された場合、続発性気胸は合併症として取り扱われ、業務上の疾病となることとされているため、この点について検討すると、前記（4）アでみたように、被災者がじん肺（石綿肺）管理2以上であることを裏付けるに足りる客観的かつ的確な資料はないことから、当審査会としても、決定書理由（略）に説示のとおり、被災者の右気胸は業務上の疾病とは判断することができない。

上記のとおり、仮に、被災者に発症した疾病が原発性肺がんであったとしても、被災者は、認定基準のいずれの要件も満たさないことから、被災者に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められず、被災者の死亡も業務上の事由によるものとは認められない。

(6) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。